





第75号

登録番号 (5) 1

令和5年6月15日

東京都第一市街地整備事務所  
中央区勝どき1丁目7番3号

東京都第一市街地整備事務所 

## 事業施行期間の延伸について

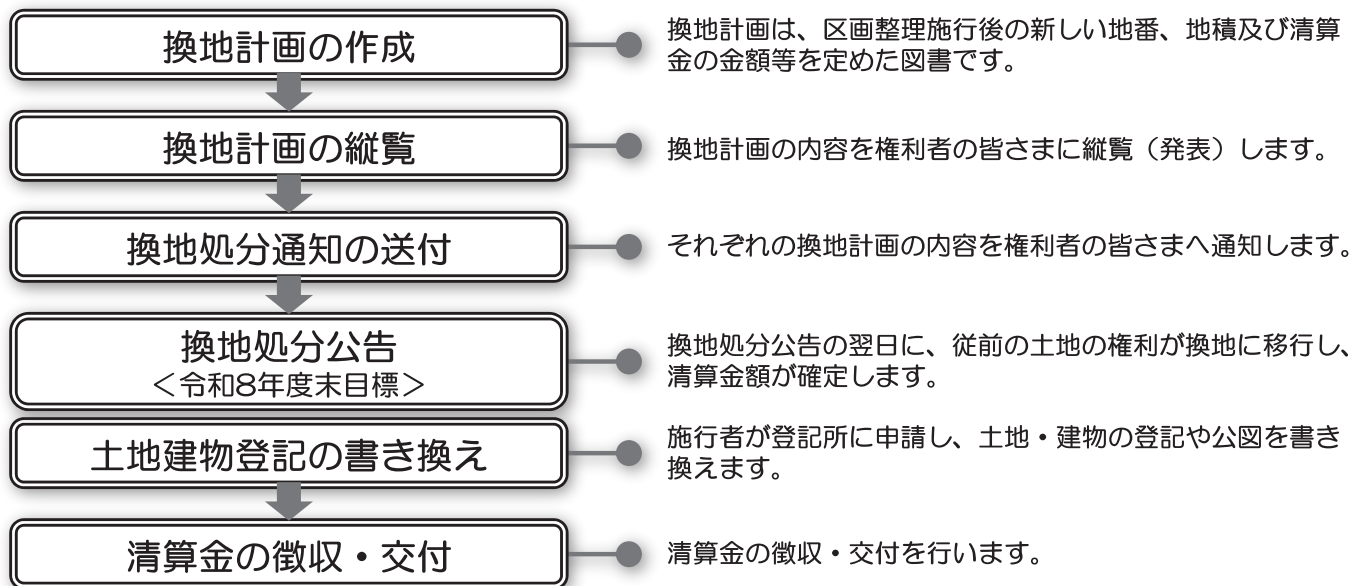
日頃から六町地区における土地区画整理事業に、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。おかげさまで仮換地引渡しも概ね完了し、現在、皆さまの権利を確定する「換地処分」を令和8年度末目標で行う予定です。その後、登記の書き換え等の手続きを含め、事業施行期間を令和9年度まで延伸しました。（令和5年3月31日東京都告示第346号）

令和5年3月31日  
東京都告示第346号



## 今後の事業の進め方について

今後の事業の進め方については、以下のとおりです。本年度までに地区内全ての現地測量を行い、その後に換地計画を作成します。換地計画の縦覧の準備ができ次第、皆さまにお知らせいたします。



## 職員の異動がありました

【令和5年4月1日付】

所 長  
 管理課管理担当統括課長代理  
 補償課長  
 補償課補償担当課長代理  
 補償課補償担当課長代理  
 事業課長  
 事業課換地計画専門課長  
 六町地区整備事務所設計担当課長代理

【新】

小口 新吾  
 滝澤 信之  
 鈴木 義治  
 宮下 保彦  
 池松 充  
 小川 勝  
 小山 丈夫  
 六角 忠司

【旧】

佐々木 啓文  
 村垣 範正  
 腰塚 史子  
 嶋 真也子  
 小林 亮哉  
 竹市 基治  
 石本 利幸  
 桑谷 忠史

## 建築行為等の制限について

六町地区において、以下の建築行為等を行う場合には、土地区画整理法第76条第1項の規定に基づき、東京都知事または足立区長の許可が必要になります。

- 建築物、その他の工作物の新築、改築もしくは増築
- 盛土、切土、埋立等土地の形質の変更
- 移動の容易でない物件の設置もしくはたい積

## オンライン申請を開始しました

令和5年4月1日から、六町地区における土地区画整理事業の関する手続きのオンライン申請を開始しました。詳細は以下のQRコードよりご確認ください。

仮換地図の閲覧  
換地関係諸証明の発行  
(仮換地指定証明・仮換地証明の交付)



土地区画整理法第76条許可



## 消費税率改正に伴う対応について（移転補償金）

旧税率（8%）で補償契約された方のうち、平成30年10月1日以降に仮換地の使用収益が開始され、新築工事等に新税率（10%）が適用された場合は、増税相当分を追加補償させていただきます。上記に該当する方には、順次、ご案内を発送しておりますので、ご確認ください。

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う住宅建築遅れへの対応について（補てん金のお支払い）

令和2年以降の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会経済情勢の混乱の影響を受け、住宅設備の納入遅延等により現在でも住宅の建築に遅れが生じている状況を確認しております。

こうした状況は契約いただいた時点では想定されなかったことから、令和2年2月以降に仮換地の引継ぎを受けて仮換地で住宅等を再建された方、今後される方を対象に、住宅の建築工事期間延伸分の仮住まい等に要する費用として、1か月相当分を補てんさせていただくことにしました。この補てんは住宅建築に遅れがなくなった時点で終了し、次年度以降に住宅建築に遅れが生じていた場合は、別途対応します。

対象権利者の皆さまへは、詳細を順次、ご案内させていただきます。

## お問い合わせ先

工事に関することについて	六町地区整備事務所 工事担当	03-5851-2034
審議会について	管理課 調査清算担当	03-3534-3405
補償契約について	補償課 補償担当	03-3534-3407
移転計画・移転調査について	補償課 移転担当	03-3534-3413
事業計画について	事業課 計画担当	03-3534-3419
換地に関することについて	事業課 六町換地担当	03-3534-3427
建築行為等の制限について	六町地区整備事務所 工務担当 または事業課 計画担当	03-5851-2032 03-3534-3419
仮換地指定証明について	六町地区整備事務所 工務担当 または事業課 六町換地担当	03-5851-2032 03-3534-3427
工事施工承認申請など	六町地区整備事務所 工務担当	03-5851-2032
補てん金について	補償課 補償担当	03-3534-3407 03-3534-3408 03-3534-3409 03-3534-3410